

別紙様式（第2項関係）

欠 席 届
(全学共通科目)

令和 年 月 日

教員殿

学部
課程・学科
学籍番号
氏名

下記理由により欠席します（しました）のでお届けします。

記

授業名等	
欠席期間	年 月 日（ 曜日） 校時から 年 月 日（ 曜日） 校時まで
理 由	

※ 裏面欠席取扱要項を確認の上，提出すること。

(欠席届裏面)

香川大学全学共通科目に係る欠席届取扱要項

(趣旨)

- 1 香川大学学生準則第11条の規定に基づく全学共通科目に係る欠席届扱いについては、この要項の定めるところによる。

(定義)

- 2 この要項において欠席届とは、別紙様式により欠席した理由を授業担当教員（以下「担当教員」という。）に申し出るものであり、その取扱いは次項によるものとする。

(欠席届の事由及び取扱い)

- 3 担当教員は、次の各号の事由により授業を欠席した者から欠席届の提出があった場合には、受理するものとし、その取扱いは、担当教員に一任する（シラバスに記載している当該科目の成績評価の方法と基準を参考にする等）。
 - (1) 天災その他の非常災害
 - (2) 交通機関の突発事故
 - (3) 負傷又は疾病
 - (4) 三親等内の親族の死亡による忌引
 - (5) 就職試験の受験
 - (6) 勤務上やむを得ない事由（法学部及び経済学部の夜間主コースのみ）
 - (7) その他香川大学大学教育基盤センター長（以下「センター長」という。）が相当と認める事由（国民体育大会、アジア大会、世界選手権大会、オリンピック参加等）

(証明書等添付)

- 4 前項各号の事由を証明するために証明書等を添付するものとする。ただし、センター長が添付が必要でないと認めた場合は、この限りでない。

(雑則)

- 5 この要項に定めるもののほか、欠席届に関する事項は、センター長が判断し処置する。

附 則

この要項は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 27 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、令和元年 5 月 1 日から施行する。